関東地方における女体社の調査概報（上）

牛山佳幸

はじめに

私は先に「小社・小祠の成立事情と存在形態をめぐる歴史学的研究」なる研究題目（課題番号 62710119 8）により、昭和六十二年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）の交付を受けた。このテーマは私が従来から手がけている小社研究[1]の一環をなすものである。当初、申請の段階では大将軍社・大六天社・女体社の三種の小社を対象とする計画であった。しかし、実際には時間的制約等のため、これらをすべて扱うことは到底困難と判断し、結局そのうちの一種に絞らざるを得ず、当該年度は主として関東地方に分布する女体社を取り上げることとした。方法的には関係文献の渉猟と現地調査を平行して進めたが、本研究の場合、もともと小社の規模、環境あるいは立地条件等の現況を把握する必要があるとの前提から、いきおいフィールドワークの方がウエイトを占めることとなり、昨年来数回にわたる現地調査を実施してきた。これは現在も継続中である。研究成果についてはいずれ論考の形でまとめるつもりであるが、補助金交付による研究期間が終了してすでに数ヶ月以上を経過しているため、これまでの踏査や聞き取り等の結果と、それに基づく考察や今後の展望等についてのみ、とりあえず概要を報告して責を塞ぎたいと思う。

註

(1) 「印鑰神事と印鑰社の成立」（『日本歴史』三六五号、一九七八年）、「北部九州地方における印鑰社について」（秀村選三編『西南地域史研究』第五輯、一九八三年）、「早良親王御霊その後―中世荘園村落の崇道社の性格をめぐって―」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』所収、一九八四年）

一、女体社の分布について

女体神社、あるいは熊野女体神社といったような、女体神社と他の神社が合祠されたことに因むと思われる社名を有する神社（本研究では、これらを一括して「女体社」と呼ぶことにする）は、全国神社名鑑刊行会・史学センター編纂発行の『全国神社名鑑』（一九七七年）によると、栃木県に一社、埼玉県に十一社、千葉県に四社、神奈川県に二社、愛知県に一社、岡山県に一社、徳島県に一社、香川県に二社、高知県に一社、鹿児島県に一社あり、合計二十五社がこれによって知られる（表I参照）。分布状況に着目すると、関東平野のかなり広範囲にわたって鎮座していることがわかるが、集中しているのは埼玉・千葉両県の県境にあたる地域、すなわち、大ま

表Ⅰ『全国神社名鑑』（一九七七年刊）所載の女体社一覧

神社名	所在地		備考
熊野女体神社	栃木県	真岡市台町二四六〇	
氷川女体神社	埼玉県	浦和市三室三一〇五	現在の住居表示は浦和市宮本二―一七―一
氷川女体神社	〃	浦和市大間木一五二二	
女体神社	〃	加須市船越一四一	現在、如体神社
女体神社	〃	春日部市梅田八七	
女体神社	〃	春日市牛島六〇五	
女体神社	〃	草加市柿木町一七三二	
女帝神社	〃	越谷市平方二五―一	
女体神社	〃	越谷市川柳町五―二八四	
女体神社	〃	三郷市彦野一―四二	
女体神社	〃	三郷市采女一―一〇九―二	「女帝」は「女体」の変化
女体神社	〃	三郷市彦糸一―一九	
女体神社	千葉県	松戸市樋ノ口八七六	
女躰神社	〃	松戸市横須賀二六	
女体神社	〃	野田市今上一二一三	
女体神社	〃	野田市今上一五一三	
女躰大神	神奈川県	川崎市幸区幸町一―九九四	
女躰神社	〃	川崎市幸区紺屋一二	
女体神社	愛知県	渥美郡渥美町村松字北郷中八二	
三社女躰神社	岡山県	新見市菅生宮ヶ谷四九五五	
女体神社	徳島県	美馬郡脇町東俱名九八	
女体神社	香川県	大川郡寒川町石田西二一五三―一	
女体神社	〃	大川郡長尾町長尾東二四五七	
女躰神社	高知県	南国市十市字大浜前四七七一	
女躰神社	鹿児島県	曽於郡末吉町諏訪方三二三六	

かには利根川の流域地方とみてよいであろう。それに次ぐのは四国地方と言えそうである。

むろん、表Ⅰからうかがわれる分布状況は決して絶対的なものではない。『全国神社名鑑』に漏れたものもあろうし[2]、当初勧請された女体社でも、今日は廃絶していたり[3]、社名が変更されたものなどの存在が当然考えられるからである。試みに、これまでの実地調査において『全国神社名鑑』とともに、私の良き伴侶となった文政十一年（一八二八）成立の『新編武蔵風土記稿』によれば、この地誌が対象とした武蔵一国内だけでも、『全国神社名鑑』の掲載数よりもはるかに多い三十四社の女体社（当時は女体権現社と呼称される場合が多かった）を確認できるのである（表Ⅱ参照）。しかも、これとて全く記載漏れがないとの断言はできない[4]から、さらに幅広く文献史料にあたった上でないと、本来の分布状況を安易に想定することは慎しまねばならないであろう。しかし、関東地方のそれに関しては、私自身のこれまでの現地踏査と文献双方による調査の結果、利根川流域、より厳密に言えば古利根川（中世以前の利根川本流）の流域に特徴的に分布する小社であることが明らかとなってきた。この事実は女体社の成立した背景や時代等を考察する上でも、大きな示唆を与えるものになると思われる。

本稿ではまず、現時点（一九八八年十一月末）で現地踏査の完了している十八社について、その時の取材ノートをほぼそのまま掲げることにより、女体社の現状を紹介しておきたい。

註

(1)　このほか、兵庫県豊岡市九日上野町字宮ノ下に鎮座する女代神社などについては、用字の変化等の可能性も含めて、今後の調査課題としたい。なお、茨城県竜ヶ崎市馴馬五三七九の女化（おなばけ）神社、東京都大田区西蒲田六―二二―一の女塚神社は現地調査の結果、女体社とは無関係であることがわかった。

(2)　一例として、これまでの調査の範囲内でも埼玉県浦和市大牧八五三に現存する氷川女体社が記載漏れであることがわかっている。

(3)　例えば、長野県諏訪市豊田有賀に女体垣外（ないしは女帝垣外。訓みは「おてがいと」「にょてがいと」）と呼ばれる地字名がある。すぐ北東には十二后（じゅうにのき）という地名もあることから、『諏訪郡諸村並旧蹟年代記』には「是は往昔大内十二后流れ来り居住之所哉、又御尊体を葬奉る所哉」と見え、貴人の女性が流離してきたところといった付会伝承を載せている。しかし、『諏訪史蹟要項』豊田篇がこの地に女体社があったことを記しているように、女体垣外とは女体社に因む地名と見てよい。以上のように、信濃国にもかつて女体社が存在したことが確かめられるのである。

(4)　例えば、明治八年埼玉県の編纂にかかる『武蔵国郡村誌』第十二巻、埼玉郡古久喜村の項には女体社が二社記載されるのに、『新編武蔵風土記稿』巻之十、埼玉郡久喜町（久喜町は、のち久喜本町・久喜新町・野喜久村・古喜久村に分村した）の項には所見がなく、これは後者の記載漏れと思われる。但し、明治八年までに新たに勧請された可能性も全く否定できないし、『新編武蔵風土記稿』久喜町の項では「二體権現社」と見えるものがこれにあたる可能性も残されており、なお今後の検討に俟ちたい。

二、関東地方の女体社の現況―取材ノートより―

①　千葉県松戸市樋野口八七六番地　女体神社

表II　『新編武蔵風土記稿』（文政十一年＝一八二八成立）所載の女体社一覧

所在地		社名	管理形態	祭神	備考
葛飾郡	彦野村	女體権現社	村内密蔵院（新義真言宗）持		「全国神社名鑑」所載（埼玉県三郷市彦野一―四二）
〃	彦糸村	女體権現社	村内千手院（？）持		〃（埼玉県三郷市彦糸一―一九）
〃	采女新田	女體権現社	村内千手院持		〃（埼玉県三郷市采女一―一〇九―二）
〃	樋ノ口村	女體権現社	村内大乗院（新義真言宗）持		〃（千葉県松戸市樋ノ口八七六）
〃	川藤村	女體社	村内東泉寺（曹洞宗）持	何の神たることを詳にせず	
〃	上内川村	女體権現社	村内松高寺（新義真言宗）持		
〃	〃	〃	？蓮蔵院（？）持		
〃	〃	〃	村内西蔵院（新義真言宗）持		一括記載
〃	〃	〃	村内密蔵院（新義真言宗）持		
〃	下内川村	如體権現社	村内正覚院（新義真言宗）持	共に祭神詳ならず	
〃	〃	〃	？正明院（？）持		
〃	〃	〃	〃		
〃	〃	〃	村内金剛寺（新義真言宗）持		一括記載
〃	〃	〃	〃		
〃	牛島村	女體社	村内蓮花院（新義真言宗）持		「全国神社名鑑」所載（埼玉県春日部市牛島六〇五）
荏原郡	嶺村	女體権現社	？		
橘樹郡	馬絹村	女體権現社	村内泉福寺（天台宗）持	伊弉諾尊とも伊勢太神宮なりとも定かならず	

〃	南河原村	女體権現社	村内寶蔵院（新義真言宗）持		「全国神社名鑑」所載（神奈川県川崎市幸区幸町一―九九四）
〃	〃	女體社	〃	祭神詳ならず	
〃	戸手村	女體権現社	南河原村寶蔵院持		「全国神社名鑑」所載（神奈川県川崎市幸区紺屋町一二）
久良岐郡	富岡村	女體権現社	村民持		
足立郡	中曽根村	女體社	村内泉福寺（新義真言宗）持		
〃	三室村	女體社	神主（武笠氏）、社家（内田氏、武笠氏）、社僧（文殊院・天台宗）		「全国神社名鑑」所載（埼玉県浦和市三室三一〇五）
〃	内野村	女體権現社	村民持		
〃	大間木村	女體明神社	村民持		
埼玉郡	麥塚村	女體権現社	村内智泉院（新義真言宗）持		
〃	柿木村	女體社	村内東漸院（新義真言宗）持		「全国神社名鑑」所載（埼玉県浦和市大間木一五二三）
〃	平方村	女體社	村内西光寺（新義真言宗）持		〃（埼玉県越谷市川柳町五―二八四）
〃	梅田村	女體社	粕壁宿仙乗院（本山修験）持		〃（埼玉県草加市柿木町一七三二）
〃	船越村	女體社	村内女體寺（新義真言宗）持		〃（埼玉県越谷市平方二五―一）
〃	芋莖村	女體社	戸室村普門寺（新義真言宗）持		〃（埼玉県春日部市梅田八七）
〃	江面村	女體権現社	村内善徳寺（新義真言宗）持		〃（埼玉県加須市船越一四一）
〃	上内村	女體権現社	村内壽徳寺（新義真言宗）持		
〃	袋村	女體社	村内西福寺（新義真言宗）持	稲田姫命	

※惣體権現社（葛飾郡下赤岩村）、両體権現社（多磨郡福生村）、二體権現社（埼玉郡久喜町）については一応除いておく。

江戸川に沿って鎮座。境内は狭い。鳥居の額に「女體神社」と記す。拝殿は入母屋造り、瓦葺。覆堂内の本殿は一間社流造り。道路の向い側に大乗院（真言宗豊山派）が隣接す。山号は「女體山」とあって、かつて女体神社の別当寺であったことを如実に物語る。門前に庚申塔数基あり。一見したところ、最も古いものは元禄十五年（一七〇二）銘か。

『新編武蔵風土記稿』巻之三十二、葛飾郡之十三、樋ノ口村の項に「女體権現社○稲荷社○八幡社（以上の三社を村の鎮守とす、大乗院持）」と記し、大乗院については「大乗院（新義真言宗、下総國葛飾郡大谷口村大勝院末、女體山と號す、本尊弥陀）」と見ゆ。明治八年（一八七五）の『武蔵国郡村誌』には「伊弉册尊を祭る、祭日十一月三日」とあり。『角川日本地名大辞典12千葉県』（一九八四年）によると、松戸市の樋野口地区はもと埼玉県北葛飾郡八木郷村樋野口の一部であったが、明治二十八年（一八九五）に松戸市の前身の一つであった明村に編入合併されたものという。従って、現在樋野口なる大字は江戸川対岸の埼玉県三郷市にもあり。

② 千葉県松戸市横須賀二六番地　女体神社

坂川に沿う。江戸川からはやや東に離る。境内狭し。拝殿は切妻造り、瓦葺。覆堂内の本殿は一間社流造り。社殿の向って右側に神輿庫、および天満宮・三峰社・大山阿夫利神社・稲荷社・大杉社を祭る合祠殿あり。境内に文久元年（一八六一）銘の「成田山月参」碑、明治十四年（一八八一）建立の「鎮守拝殿供養塔」、ほか二、三の小祠あり。拝殿は現在、地区の集会場になっている由。鳥居は二基あり、古いものは嘉永六年（一八五三）銘。参道入口に、昭和五十六年（一九八一）社殿改築を記念して建立した石碑あり。表に「女躰神社」と社号を大書し、裏に当社の由来等を次のように記す。

女躰神社の祭神は筑波女大神「伊弉册尊」を奉斎する。創立の年代は詳かではないが、横須賀部落の鎮守として往古より住民に崇拝され今日に至る。然るに時代の変遷に伴ない昭和四十六年横須賀地区も土地区画整理事業が施行された。女躰神社は此の秋に方々氏子一同協議の上、下記の事業を実施した。（以下、事業内容、氏子総代の氏名等略す）

これによれば、当社は筑波山の女体祠から勧請されたとの伝承を有していることが知らる。

③ 千葉県野田市今上一二一三番地　女体神社

境内狭く、樹木もほとんどなし。文字通りの小社。社名を記した碑や額はないが、地番からして女体神社とみて間違いないと思う。鳥居と切妻造り、瓦葺の本殿のほかは、境内社として「大杉殿」と稲荷社があるのみ。拝殿はなし。数基の庚申塔あり。享和三年（一八〇三）、天保五年（一八三四）等の銘が読みとれる。また、伊勢参宮記念碑あり。

④ 千葉県野田市今上一五一三番地　女体神社

境内狭し。鳥居の額に朱文字で「女體神社」と記さる。社殿としては入母屋造り、トタン葺の本殿（あるいは、これは覆堂か）のみで、拝殿はなし。境内小祠として「天満宮」「稲荷宮」「三社神社天照皇大神宮　浅間大神」の三基の石碑あり。このうち「稲荷宮」と刻まれた碑の側面に「元文三年（一七三八）五月吉日　庄内領今上村上谷別當秀覚寺」なる銘が読みとれる。秀覚寺はかつての別当寺か。但し、現在当社の付近に寺院は見あたらず。ほかに寛政四年（一七九

二）銘の庚申塔（青面金剛）あり。また昭和十五年（一九四〇）建立の「境内地三十五坪」の碑文あり。今上地区の周辺は一面の水田地帯だが、西方には江戸川が間近に流る。

⑤　埼玉県三郷市彦野一丁目四二番地　女体神社

境内は現在、遊園地の趣あり。樹木少なし。鳥居の額に「正一位女體大権現」と記さる。社殿は入母屋造り、瓦葺の本殿のみ。これは全く仏堂形式と言うべきか。昭和三十二年（一九五七）の新築記念碑があって、現本殿の建立年代が知らる。本殿の向って左側に摂社稲荷社。燈籠の一つに文化七年（一八一〇）の銘が判読可能。当社は『新編武蔵風土記稿』巻之三十、葛飾郡之十一、彦野村の項に「女體権現社（村の鎮守なり、密蔵院持、下同じ）」と見えるものにあたる。密蔵院については同書に「新義真言宗、彦成村圓明院末、壽量山と號す、本尊不動」と記され、付近に現存す。また『武蔵国郡村誌』には「伊弉冊尊を祭る、祭日一月二十日」と見ゆ。西方に古利根川が流る。

⑥　埼玉県三郷市彦糸一丁目一九番地　女体神社

境内やや広いが樹木少なし。鳥居の額に「女體大神」とあり。社殿は一見したところ、入母屋造り、瓦葺の一字のみ。但し、内部は拝殿と本殿に分れているか。境内末社として三峰神社、天神社、稲荷大明神、山王神社、水神宮の五神あり。このうち石造の水神宮祠には天明三年（一七八三）銘が所見。当社は『新編武蔵風土記稿』巻之三十一、葛飾郡之十二、彦糸村の項に「女體権現社（村の鎮守とす、千手院持）」と見えるものに相当す。千手院については現存するかどうか未確認。現在女体神社の近くにあるのは安養寺で、これは同書に見える安養院（新義真言宗）のことか。『武蔵国郡村誌』に「伊弉諾、伊弉冊二尊を祭る、祭日一月十三日」とあり。彦野の女体神社の北に鎮座し、この二社はともに古利根川の左岸に位置す。

⑦　埼玉県三郷市采女一丁目一〇九番地二号　女体神社

『新編武蔵風土記稿』巻之三十一、葛飾郡之十二、采女新田の項に「女體権現社（村の鎮守なり、彦糸村千手院持）」とあるものにあたる。現状は鳥居と小規模な本殿一宇のみで、典型的な小社。鳥居は昭和五十九年（一九八四）建立で、額に「女体神社」の文字あり。本殿はブロック製か。屋根は流造り、トタン葺。鳥居の向って右側の板碑に、「采女」なる地名の起源を記す。それによれば、森采女なる人物が彦糸村に土着して当新田を開拓したことに因む由。同趣旨のこと、すでに『新編武蔵風土記稿』に見ゆ。境内に隣接して墓地あり。その片隅に観音・六地蔵・不動・青面金剛等の石仏が現存す。六十六部供養塔には正徳二年（一七一二）の銘あり、この地にかつて寺院のありしことを思わせるが、当社を管理したのは前引の『新編武蔵風土記稿』によれば、彦糸村の千手院なり。『武蔵国郡村誌』に「伊弉冊尊を祭る、祭日一月十七日」とあり。古利根川よりやや東に離る。

⑧　埼玉県草加市柿木町一七三二番地　女体神社

古利根川の右岸に立地。すなわち、三郷市彦糸の女体神社とは古利根川をはさんで向い会う。近くに「柿ノ木渡し跡」あり。鎮座地は旧下妻街道沿いという。長い参道入口の鳥居に「邨社女體神社」の額あり。境内広く、老木少なしとはいえ社叢におおわれ、堂々たる神社。但し、『新編武蔵風土記稿』巻之二百五、埼玉郡之七、柿木村の項にはわずかに「女體社（村の鎮守なり、東漸院の持）」と記されるのみ。社殿は切妻造り向拝付で銅板葺の拝殿と入母屋造り、銅板葺の本殿が連

写真　I
埼玉県草加市柿木町 1732 の女体神社参道

接した、いわゆる権現造りの様式。境内社として、八幡と稲荷を合祠したという小松神社、水神などあり。

昭和五十四年（一九七九）、社殿の大修理を行った際に建立された「改修記念碑」に以下のように記す。

柿木町は古利根川の自然堤防上の微高地に発達した歴史ある村である。出土した八角宝幢形経筒や応永時代の青石塔婆に依ってもその一端がうかがえる。当地には社寺建築、野佛等の文化遺産がいまでも数多く残されており、地域の人々にとってかけがえのない財産と言えよう。此の鎮守女體神社は其の代表的なものである。文化文政年間の新編武蔵風土記稿ではすでに女體神社が紹介されて居る。……（中略）……当女體神社の創建は明らかではないが、記録史料等から推察して江戸中期以前と思われる。享保十三年（一七二八）銘の奉納幌や額等貴重な史料がある。当時は権現造りの茅葺屋根であったが今回の社殿大改修で原形を保つ銅板葺屋根となった。新義真言宗東漸院とは別当の関係にあったが、明治元年（一八六八）太政官布告の神佛分離令により独立した。神社名も江戸時代末期までは『正一位女體権現』であった。文化八年（一八一一）銘入りの扁額は取りはずされ、『女體神社』と改称され明治四年（一八七一）諸社制度の布告により柿木村社に格付けされ、昭和廿一年（一九四六）神道指令により村社制は廃止された。……（以下略）

また、鳥居脇の説明板には次のようにあり。

女体神社

所在地　柿木町

当社は伊弉冉尊を祀り柿木の鎮守として人々に厚く敬われてきた。

柿木は、中川沿いに下妻街道が走り、草加市内にあって最も古くから開発された土地といわれ、伝承では、この土地の開発の祖を豊田氏と伝えている。

豊田氏は、平将門の伯父国香を祖とし、下総国豊田荘の地領（ママ）を勤め、のち石毛に本城を構えた。しかし、天正三年（一五七五）城主豊田治親が恒例の雷電社社参の時、下妻の多賀谷氏の侵略にあい、治親は討たれ本城も陥ちてしまった。

残された夫人と遺子は急変により石毛を捨て縁をたよってこの柿木まで落ちのび、この地を永生（ママ）の地と定めたというのである。

豊田氏は信仰心厚く、殊に筑波山女体神社を宗拝（ママ）していた。それによって分霊をこの地に勧請し創建されたのが当社であるといい、社殿も北方、筑波山に向けて建てられている。

昭和六十一年三月

埼玉県
草加市

右の縁起の如く、筑波山の女体祠から勧請されたとの伝承を伝えるのは、松戸市横須賀の女体神社の場合と共通す。付近の老女の話でも、筑波山から分社されたものであるとの説はこの地域の人々に広く受け入れられている由。『武蔵国郡村誌』には「伊弉冊尊を祭る、祭日十一月十五日」と見ゆ。（写真Ⅰ参照）

⑨　埼玉県越谷市川柳町五丁目二八番地　女体神社

境内はやや広いが樹木はほとんどなし。入母屋造り、瓦葺の拝殿と流造り、瓦葺の本殿が境内の隅にとり残されたように立つ。鳥居の額に「女體神社」の文字あり。智泉院と境内を接す。境内社は見あたらないが、昭和四年（一九二九）建立の伊勢参宮記念碑、昭和六年（一九三一）建立の浅間神社碑、あるいは昭和三十六年（一九六一）建立の富士登山記念碑等あり。

当社は『新編武蔵風土記稿』巻之二百五、埼玉郡之七、麥塚村の項に「女體権現社（村の鎮属なり、智泉院の持、）」とあるものにあたるか。智泉院については同村に「智泉院（新義真言宗、柿木村東漸院末、無量山と號す、本尊大日を安ず、）」と見ゆ。『角川日本地名大辞典11埼玉県』（一九八〇年）によれば、麦塚村は明治二十二年（一八八九）伊原村・柿ノ木村・南青柳村と合併して川柳（かわやなぎ）村となり、昭和三十年（一九五五）八月には草加町に合併されたが、旧麦塚村を含む一部は同年十一月に越谷町に編入、昭和四十五年（一九七〇）現行の越谷市川柳町となった由。但し、明治八年（一八七五）の『武蔵国郡村誌』第十一巻（武蔵国埼玉郡村誌巻之二）の麦塚村の項には女体社が二社載せられ、一方は「村の東方にあり、伊弉那美尊を祭る、祭日一月十五日、七月十五日、十月十五日」、もう一方は「村の西方にあり、神櫛気長足姫命を祭る、祭日九月十五日」とあるが、今回踏査したものがそのいずれに該当するのかは確認できず。

⑩　埼玉県越谷市平方二五番地一号　女帝神社

現在、女帝神社と表記されるのが、『新編武蔵風土記稿』巻之二百六、埼玉郡之八、平方村の項に見える「女體社」のことと思われる。明治八年（一八七五）の『武蔵国郡村誌』では既に「女帝社」とされ、「伊弉冊尊を祭る、祭日二月十二日」と記す。周囲にホテル等が建ち、境内極めて狭少。鳥居の額に「女帝神社」とあり、拝殿は入母屋造りで瓦葺、朱塗りの本殿は一間社流造り。摂社として八坂神社、その他あり。境内に石仏、庚申塔なども多し。地蔵菩薩・如意輪観音・青面金剛等が目につく、卵塔と思しき石塔が数基あるが、これはあるいは筆子塔か。元禄五年（一六九二）、天明四年（一七八四）、文政五年（一八二二）、天保十年（一八三九）などの紀年銘が判読可能。ほかに中村吉平なる人物が杉二本を「女帝権現」に奉納したことを示す天明四年（一七八四）正月吉日銘の碑もあり。説明板に当社の由来が記されていたらしいが、字が消えていて読めず。北東に古利根川が流る。

⑪　埼玉県春日部市牛島六〇五番地　女体神社

参道入口の石碑に「村社女體神社」、鳥居の額には「女躰宮」とあり。境内はやや広いが、樹木少なし。参道に建てられた一対の御神燈（石燈籠）の銘に「弘化二巳（一八四五）年九月　棒名山太々講中」と読める。台座に世話人・寄付者の姓名が刻まれているが、いずれも男性名かと思われる。拝殿は寄棟造り。瓦葺。本殿は神明造りか。境内片隅に小山が築かれ、頂上に「仙元大神」と彫られた板碑あり。銘

は嘉永七年（一八五四）。また、その登り口にある石燈籠二基には享保十七年（一七三二）の銘。そのほか境内に小祠多し。そのうち石造製の三基（聖徳太子・稲荷・天満宮）には、それぞれ文政五年（一八二二）、享保十八年（一七三三）、文化十四年（一八一七）の紀年銘あり。施主はすべて男性名。当社は『新編武蔵風土記稿』巻之三四、葛飾郡之十五、牛島村の項に「女體社（村の鎮守なり、蓮花院持）」と見え、『武蔵国郡村誌』には「息長足姫を祭る、祭日二月十五日、七月十五日」とあり。西南を古利根川流る。東に天然記念物の「牛島の藤」も近し。

⑫　埼玉県春日部市梅田八七番地　女体神社

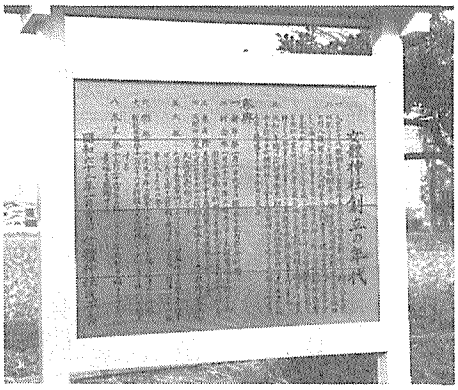

写真　II
埼玉県春日部市梅田 87 の女体神社説明板

古利根川と古隅田川の合流地点に近いところに位置す。参道入口に「村社女體神社」の石碑、朱の鳥居には「女體社」の額あり。神燈は天保六年（一八三五）銘。境内やや狭し。朱塗りの拝殿は入母屋造り、瓦葺。本殿は流造り、瓦葺。境内に浅間塚あり、山頂に「浅間大神」を祠る。明治二十五年（一八九二）銘。また、大正六年（一九一七）の「御影敷石」というものあり。境内社としてはほかに「金毘羅大権現」など。『新編武蔵風土記稿』巻之二百七、埼玉郡之九、梅田村の項には「雷電社　末社　稲荷○女體社（二村ともに村の鎮守、以上箱壁宿仙乗院持）　末社　稲荷」、また『武蔵国郡村誌』には「伊弉册尊を祭る、祭日十一月十五日」とあるのみだが、参道入口の案内板（昭和六十二年一月吉日、女體神社氏子会が建立せしもの）には「女體神社創立の年代」として、次のように詳しく当社の由来を記す。

一、人皇六十代醍醐帝の聖朝延延喜（九〇一）元年（酉年）創立なり（約一〇八七年前）

二、旧記によると往古醍醐帝の御宇武蔵国埼玉郡墨田川の浜梅田の村人織部と云ふ人が村童の夭折者多く健全に育成する者が少く人口漸次減少する事を憂ひ之を天神に祈り国毎伊邪那弉尊を産土神として祀り人口の減らぬ様信仰して人口繁殖村落昌盛なる様祈り墨田川の北岸に最高地なる現在地に祠殿を造営して産土神として祭事を行ふ事となった。其後年毎に盛に祭事を行ふ事也

三、元和八年（一六二二）徳川二代将軍秀忠初めて日光社参の折沿道の維由（ママ）ある社寺を訪ね当社女體神社にも金千疋の寄附ありと、之より近隣の信仰者多くなり隆盛をきわめ今日に至る

（以下、祭典等については省略）

右のうち、醍醐天皇云々については全く根拠不詳。しかし、求子安産を願って勧請されたとの伝承を有するのは貴重とすべきか。（写真II参照）

⑬　埼玉県加須市船越一四一番地　如体神社

現在「如体」神社と称しているが、もとは「女体」であったこと

は明らか。『新編武蔵風土記稿』巻之二百九、埼玉郡之十一、船越村の項に「女體社（村の鎮守、女體寺持、下同じ）」とあり、『武蔵国郡村誌』には祭神として「稲田姫命を祭る」と記す。田園の中に鎮座する小社で、境内は狭小。鳥居（参道）の向きと社殿の向きとが直角をなして位置するのは不審。拝殿は入母屋造り、トタン葺。本殿は入母屋造り、瓦葺だが、あるいはこれは覆堂か。拝殿内に「納奉如体神社（昭和四十一年十月十九日）」と記された額あり。境内社として稲荷社のほか、自然石に「秋葉山」および「男體大神」と刻まれた碑あり。ともに年紀は見えないが、「男體大神」の台座には寄進者の氏名と金額の記載があり。〝田島耕作〟といった姓名からすると、明治以降の勧請か。これまでの女体社の現地踏査の過程で、男体社の存在が見出されたのは、石祠とは言えこれが唯一の例。

近くに医王山如體寺（真言宗智山派）あり。かつての別当寺で、これも前引『新編武蔵風土記稿』に「女體寺（新義真言宗・根古屋村金剛院末、醫王山と號す、本尊薬師は行基の作立像なりと、秘して見ることを許さず、）」と見ゆ。小寺院だが門前に石仏等多し。享保十四年（一七二九）銘の宝篋印塔、寛政八年（一七九六）銘の地蔵菩薩立像、寛政十年（一七九八）銘の青面金剛像（庚申塔）などが比較的古いものか。

⑭　埼玉県浦和市宮本二丁目一七番一号　氷川女体神社

旧三室村内に鎮座し、通称は三室氷川女体神社。『武蔵国郡村誌』第二巻（武蔵国足立郡村誌巻之八）がすでに「氷川」を冠して「氷川女躰社」と記すが、神職武笠外記所蔵文書（『武州文書』第三分冊）の元亀三年十月廿一日北条氏印判状の宛所に「三室女躰宮神主」とあり、『新編武蔵風土記稿』巻之百四十三、足立郡之九、三室村の項にも「女體社」と見えるので、本来は単に女体社（宮）と呼ばれていたものか。今日一般に指摘されている大宮市の氷川神社との関係については、その起源を再検討する余地あり。

当社は関東地方の女体社の中では最も史料的に恵まれ、神社の規模としても最大のものと言ってよい。広大な社叢（浦和市指定天然記念物）に覆われた、こんもりとした丘全体が境内をなす。地形的には、かつての見沼の谷に突き出た舌状台地上にあたるという（境内の説明板）。市立郷土博物館で買い求めた浦和市総務部市史編さん室編『わがまち浦和（地域別案内）』（一九八二年）によれば、見沼は享保十一年（一七二七）徳川吉宗の政策で干拓され、翌年新田が開かれた由。現在、「見沼田圃」の名が残れり。社殿として入母屋り向拝付、銅板葺の拝殿および流造り、銅板葺の本殿のほか、社務所、宝物館等あり。境内末社も多し。拝殿正面に掲げられた額に「武蔵国一宮」と記さる。当社を一宮と呼ぶことの不審については、すでに『新編武蔵風土記稿』にも言及あり。

境内の説明板に書かれた当社の由来を引用しておく。

氷川女体神社

所在地　浦和市宮本二丁目

氷川女体神社は、県内屈指の古社で大宮氷川神社とともに武蔵国一宮といわれてきた。社殿では、崇神天皇の時につくられたと伝えられている。

祭神は奇稲田姫命で、大己貴命と三穂津姫命が合祀されている。

大宮の氷川女体神社（男体社）、大宮市中川の中山神社（簸王子社）とともに見沼とは深い関係にあり、祭礼の「御船祭」は見沼の船上で行なわれていた。しかし、享保一二年（一七二七）に見沼が干拓され、これに代わって出島で「磐船祭」が行われるようになった。

この氷川女体神社には鎌倉、室町時代の社宝が多く、三鱗文兵庫鎖太刀（国認定重要美術品）、牡丹文瓶子（県指定有形文化財）、大般若波羅密多経（同）、神輿（同）は特に著名である。江戸時代には社領五〇石が寄進されており、現本殿は徳川家綱によって再建された。

また、境内の社叢は市指定天然記念物であるとともに県のふるさとの森として保護されている。

昭和五十八年三月

埼玉県

右の社伝で、崇神天皇の時代に成立したとするのはもとより付会であろうが、大般若波羅密多経の奥書（稲村担元編『武蔵史料銘記集』所収）に「建武四年（一三三七）七月六日辰時、女躰大明神御示現日」などと見えるから、成立は遅くとも南北朝期頃までは遡りうると考えてよいか。当社関係の史料としてはほかに、旧神主武笠家文書の大永四年（一五二四）八月廿六日北条氏綱制礼、元亀三年（一五七二）十月廿一日北条氏印判状（以上二通は県立文書館保管）、徳川家康寄進状および歴代将軍の朱印状（氷川女体神社所蔵）などがあり。また、旧社家の一人で三室村名主を兼ねた武笠家も寛文十年（一六七〇）以後の地方文書千点以上を伝える（以上、『わがまち浦和地域別案内』による）。『新編武蔵風土記稿』や『武蔵国郡村誌』にも当社の記事が豊富。

かつて見沼で行なわれていたという御船祭の形態がいかなるもので、それは女体社固有の祭祀としてよいかどうかなどは、今後の課題となろう。享保の干拓以後に行なわれるようになったという磐船祭については、社頭の出島に祭祀遺跡（市指定史跡）があり、用いられた古社宝類（市指定文化財）も伝えられるほか、関係記録も残されている由。

なお、社僧の住した別当寺の文殊寺（『新編武蔵風土記稿』では文殊院とする。天台宗）は浦和市三室字宿一九五六番地にあり。もとは女体社の南側にあったが、神仏分離後に移転したという。現在もかなり構えの大きな寺院。

⑮　埼玉県浦和市大間木字附島一五二二番地　氷川女体神社

三室の氷川女体神社と区別して、附島氷川女体神社（社頭の標柱）とも大間木氷川女体神社（『わがまち浦和地域別案内』）とも言う。『新編武蔵風土記稿』巻之百四十四、足立郡之十によれば、当時大間木村と附島村が別に存在し、「女體神明社」は大間木村の項に記されるが、これが当社とみてよい。『武蔵国郡村誌』第一巻（武蔵国足立郡村誌巻之六）でも大間木村の項に見え、「稲田姫命を祭る」とあり。近世の附島村は大間木村から分村したものだが、『角川日本地名辞典11埼玉県』（一九八〇年）によると、明治九年（一八七六）に再び大間木村に合併した由。なお、このあたりは語源を同じくすると思われる大牧（近世は木崎領）と大間木（近世は三沼領）が入り組んでおり、しかも大間木の小字に尾間木があるから、行政

区画はかなり複雑。

さて、当社は県道沿いのやや高台に位置す。寛永六年（一六二九）関東郡代伊奈忠治が見沼を灌漑用水とするために築いた、通称「八丁堤」のつけ根のところにあたるらしい（『わがまち浦和地域別案内』）。境内は極めて狭小で拝殿はなく、現在集会所として使用されている覆屋におさめられた本殿のみ。これは桃山時代末ないし江戸時代初期頃の築造にかかり、この地方特有のいわゆる「見世棚造り」の様式で、市の有形文化財に指定されている由（前掲書）。境内に末社三社あり。石製水鉢には「嘉永」の年紀がかすかに読みとれる。

⑯　埼玉県浦和市大牧字和田八五三番地　氷川女体神社

うっそうとした木が生い茂る小高い丘の上に鎮座す。地形的には舌状台地で三室氷川女体神社の鎮座地に類似す。近所の住民の話では単に氷川神社と呼んでいる由であり、鳥居にも社号を記した額は掲げられていないが、『わがまち浦和地域別案内』掲載の写真と照合して、大牧氷川女体神社というのはここに違いない。但し、『新編武蔵風土記稿』巻之百四十三、足立郡之九の大牧村の項、および『武蔵国郡村誌』第二巻（武蔵国足立郡村誌巻之八）の大牧村の項にはいずれにも女体社は所見されず、『全国神社名鑑』にも登載されていないので、当社が氷川女体神社と称されるようになった時期や事情については、なお今後の検討を要す。

やや広い境内の中央に社殿が一宇だけポツンと建つ。当社も拝殿はなく、覆堂におさめられた本殿のみのようだ。前掲書によれば、桃山期の築造で、やはり「一間社流見世棚造り」の代表的な作例の一つである由。境内に置かれた水鉢には「当処礒部新次郎奉納」と見え、銘は天保十四年（一八四三）と記さる。ほかに境内社一あり。

⑰　神奈川県川崎市幸区一丁目九九四番地　女体神社

幸町はもと南河原村に属したところで、東には多摩川が間近い。境内は周囲に民家が迫っているため狭められているが、以前は相当に広かったのではないか。昭和三十九年（一九六四）再建という社殿は構えも大きく、組物・彫刻等も見事。拝殿は入母屋造り向拝付、本殿は流造りで、屋根はいずれも銅板葺。左奥に社務所あり。鳥居には「寛政五（一七九三）癸丑年奉納」と記さる。なお、この鳥居の額をはじめ、境内入口の社号を記した石碑、拝殿に掲げられた額、および御影石に刻まれた当社の説明板にはいずれも「女躰大神（にょたいおおかみ）」とあり、現在もこれが通称となっている如くで、そのことは『神奈川県百科事典』（一九八三年）の項目にも立てられていることからも知らる。

境内の説明板に詳しい由来が記されるので、次に引用す。

女躰大神　　川崎市幸区南河原御鎮座

御祭神

伊邪那岐命

伊邪那美命

誉田別命（八幡社河原厨子〈幸町〉氏神昭和三十五年合祀）

天照皇大神（神明社中厨子〈中幸町〉氏神昭和三十五年合祀）

建御名方大神（諏訪社原厨子〈南幸町〉氏神昭和三十六年合祀）

御神徳

夫婦和合縁結び家内安全家地隆昌安産学芸武道の護神、生命の源なる水の守護神として御神徳高く往古より大女様と称えられ崇敬特に篤く今日に至る

御由緒

創立年代不詳なるも口碑の伝うる処によれば永禄年間（一五五八～七〇）より女體権現と称へられ南河原村真言宗宝蔵院が別当職でありました。当村は武蔵国荏原郡八幡塚の農民が移住し開墾に従事し民家次第に増加したのであります。この地は多摩川の南側にありましたので南河原村と名づけられたとのことであります。地形多摩川の辺りの為降雨のたびごとに多摩川の土砂堆積し田畑への冠水甚だしく洪水の都度流域が変化し常に大きなる災害を蒙り遂に農耕が不可能の状態になりました時一人の女丈夫水中に身を投じ一身を犠牲に供せられし。その真心によりその後は大いなる災害もなく住民漸く安堵し農耕に励むことが出来る様になりました。これも女丈夫の偉大なる御徳のおかげと敬慕しその偉業を称え又後世に伝えるため多摩川の辺りの俗称「ニコニコ松」の下に一祠を建立してその御霊をお祀りしました。その後現在地に鎮め奉る。境内に寛政五癸丑歳四月吉日（一七九三）奉納御宝前惣氏子中の鳥居及び御手洗あり

（以下略）

これと同趣旨の伝承は『神奈川県百科事典』の女躰大神の項にも記されるが、出典等は詳らかならず。事実かどうかは別として、女性が人身御供となって災害を救ったとの伝承は、「御神徳」の一つに安産が含まれている点とともに、当社の成立が「女性に対する信仰」もしくは「女性による信仰」と結びついていたことを暗示しているとみるべきか。同様のものとして、これまでの調査では埼玉県春日部市梅田の女体神社の勧請が、求子安産への祈願と関わりがあったことをうかがわせる例があるのみ。

なお、『新編武蔵風土記稿』巻之七十二、橘樹郡之十五、南河原村の項には女体社が二社載せられるが、方角からして当社は「女體権現社（村の南東の方にあり、本社六尺に七尺、覆屋二間に一丈、拝殿二間に三間あり、前に石鳥居を建、村の鎮守にして例祭毎年九月十九日、當村寶蔵院なり）」とするものにあたるとみてよい。もう一社の方は「女體社（村の艮川除堤の傍にあり、祭神詳ならず、社五尺に七尺覆屋あり、蓮池女體社とも云、村内寶蔵院持なり）」と見えるが、現存するかどうか今のところ未確認。後者は『全国神社名鑑』にも記載なし。

⑱　神奈川県川崎市幸区紺屋町一二番地　女体神社

幸町の女体神社から北東へ歩いて十五分程のところに鎮座す。密集する民家に取り囲まれた広場のような場所が境内地となっているが、樹木も全くなく、その西北隅に流造り、銅板葺のごく小さな社殿（本殿）一宇があるのみで、ややもすると見過されやすし。境内入口の鳥居に「女躰神社」の額があるのが、わずかに神社であることを示す指標となり。社殿の向って右側には二階建ての近代的な社務所もあるが、これは「戸手中部町内会館」として利用されているもののごとし。『新編武蔵風土記稿』巻之七十二、橘樹郡之十五、戸手村の項に「女體権現社（遠藤耕地にあり、是も寶蔵院持なり）」と見えるのが当社と思わる。現在の紺屋町、遠藤町は戸手本町などとともに、いずれも近世には戸手村に属していたものか。

（以下、次号に続く）